

第1条 (適用範囲)

1. RIZAPメディカルボディメイク会員規約(以下「本細則」といいます。)は、「RIZAP」及び「RIZAP WOMAN」(以下「本クラブ」といいます。)が運営する「RIZAPメディカルボディメイク」(以下「MBM」といいます。)を利用するRIZAPメディカルボディメイク会員(以下「本会員」といいます。)に適用します。
2. 本会員は、本細則のほかRIZAPメンバーズクラブ会則(以下「会則」といいます)の適用を受けるものとします。
3. 本細則と会則に矛盾抵触がある場合には、本細則が優先して適用されるものとします。

第2条 (管理運営)

本クラブのすべての施設は、「RIZAP株式会社」(以下「会社」といいます)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第3条 (入会申込み・変更手続き等)

1. 本会員となろうとする者は、本細則及び会則を遵守することに同意し、会社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。
2. 前項の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
3. 会社より本会員の住所等に通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所等に行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第4条 (個人情報保護)

個人情報は、本クラブが定める個人情報保護方針(<https://www.rizap.jp/privacy/>)に基づき、適切に取り扱うものとします。なお、MBMの管理・運営、および本クラブが提供するサービスの案内・管理の為、個人情報保護方針における利用目的に以下の利用目的を追加するものとします。

- (1) MBMバンドを通じて取得する本会員のバイタル情報は、本会員が会社のアプリを通じて自己のバイタル情報を確認するため、トレーニングメニューの検討やカウンセリングの実施のため、および会社のサービスの品質向上のために利用します。
- (2) 外部の検査機関が実施した検査結果等の情報を会社のアプリに保存する場合、当該情報は、お客様が当該アプリを通じてご自身の検査結果を確認するため、本会員のトレーニングメニューの検討やカウンセリングの実施のため、および会社のサービスの品質向上のために利用します。
- (3) 本会員が血液検査やオンライン診療等を希望された場合に、提携する外部委託先、検査機関、医療機関に本会員の個人情報を提供する場合がございます。
- (4) 検査結果等の情報は要配慮個人情報に該当する可能性があります。会社では要配慮個人情報は、法令に基づいて、通常の個人情報よりも厳重に取り扱います。

第5条 (申込条件)

1. MBMは、利用申込書記載の「利用開始月」(以下「利用開始月」といいます)の初日から起算して12ヶ月間以上継続してご利用されることをお申込みの条件とします。
2. 本クラブが提供する他のサービスのうち、パーソナルトレーニング回数を定めるボディメイクプログラム(オプションコース及びトライアルなどの体験コースを除きます。以下「ボディメイクプログラム」といいます)とも併用して利用できるものとします。ただし、ボディメイクプログラムを初めて受講する場合、パーソナルトレーニング16回以上のコース契約が必要です。

第6条 (サービス内容)

1. 本クラブがMBMにおいて提供するサービスは、以下のとおりとします。なお、以下のうち(2)乃至(7)のサービスは本会員の希望に応じ、任意に選択できるものとし、本会員は各サービスが定める方法に則って利用を申し込むものとします。
 - (1) パーソナルトレーニング(オンラインによるものも含み、以下「セッション」といいます。)
 - (2) ルームレンタル及びマルチマシン使い放題
 - (3) 食事指導
 - (4) 血液検査
 - (5) 「メディカルマイレポート」の作成及び提供
 - (6) 動画視聴サービス
 - (7) MBMバンド
2. 第1項第4号に定めるサービスは、外部委託先であるH.U.ウェルネス株式会社(以下「委託先」といいます。)により行われるものとし、血液検査レポートは委託先の検査機関であるファセリア臨床検査センター名義にて発行されます。
3. 第1項第5号の「メディカルマイレポート」は、外部委託先である株式会社JMDCにより前項の血液検査の結果を基に分析・出力された情報を使用して、会社名義にて作成及び発行されます。なお、前項の血液検査を受診しない場合、「メディカルマイレポート」は一部の情報が表示されないこととなります。
4. 第1項第3号乃至第5号に定めるサービスの提供は別途会社が指定する回数によるものとします。
5. 第1項第7号の「MBMバンド」とは、タッチスクリーンとCPUを搭載したウェアラブルデバイスをいいます。
6. MBMにおいて提供するサービスは、本会員のトレーニング効果の向上を目指して行われるものであり、医学的診断、治療、診療、投薬等(以下「医療行為等」といいます。)に該当するものではありません。また、会社は医師法等法令を遵守し、当該法令に抵触する行為及び医療行為等は一切行わないものとし、特定の疾病・症状等の改善を保証するものではありません。各種検査結果、レポート等において、異常値の結果が出た場合や自覚症状のある場合は、医療機関への相談、受診等を推奨いたします。
7. MBMにおいて提供するサービスについて、別途、各サービスが定める利用規約がある場合には、当該利用規約が適用されるものとします。当該利用規約が本細則と矛盾する場合には、当該利用規約が優先して適用されるものとします。

第7条 (利用条件)

1. 本クラブがMBMにより提供するセッションは、ご契約のコースにより1ヶ月(初日から末日まで)当たりの上限回数が決まります。
2. セッションは、会社施設内での実施またはオンラインにて、ご受講いただけます。
3. 会社は、トレーナーの都合又は会社側のインターネット環境によりオンラインセッションの開始時刻が遅延した場合、その他会社側の責に帰すべき事由によりセッションが提供できなかった場合、セッションを別の日時に振り替えることがあります。但し、以下の場合は振替セッションを提供しないものとします。
 - (1) 本会員が受講時間の12時間以内にキャンセル連絡をした場合
 - (2) 会社側の通信環境に問題がなかった場合
 - (3) 本会員の遅刻、欠席、キャンセル忘れなど会社側に責任がない場合
 - (4) セッションを予約していない、予約しても受講しなかった場合
 - (5) 第9条に定める受講推奨環境を満たしていない場合
 - (6) その他会社側に責に帰すべき事由がない場合

第8条 (ID及びパスワードの管理)

1. 会社は、MBMのうちオンラインで受講するサービス(以下「オンラインサービス」という)については、その申し込み後、所定の期間内に、本会員に対し、設定したID及びパスワードを発行し、会社が提供した会社指定のシステム(以下「オンラインシステム」といいます。)を利用するための情報(URLを含みますがこれに限りません。以下「ID等」といいます。)を通知します。本会員は、当該発行されたID等を本会員本人以外の第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等いかなる処分してはならないものとします。
2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、会社に故意又は過失がない限り、本会員自身が責任を負うものとし、会社は責任を負わないものとします。
3. 本会員は、ID等が盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合、直ちに会社にその旨を連絡するとともに、会社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

第9条(視聴推奨環境)

1. 本会員は、自己の責任と負担において、オンラインサービスで受講するために必要な通信機器、ソフトウェア通信回線等を受講開始前に準備することとします。なお、必要な通信機器等については、別途定めるものとします。
2. 本会員は、自己の責任と負担において、オンラインサービスの受講に適した空間、施設を用意するものとします。
3. オンラインサービスの視聴にかかる通信料等の費用は、本会員の負担とします。

第10条(禁止行為)

1. 本会員は、MBMの利用において、次の各号に定める行為をしてはいけません。
 - (1) 複数のID等を登録する行為。
 - (2) MBMを利用する権利を第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
 - (3) MBMの利用にかかるID等を第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
 - (4) 会社のサーバーに無権限・無許可でアクセスし、その利用又は運営に支障をきたす行為。
 - (5) MBMにおける各サービスについて、マニュアルや定められた使用方法、使用目的を超えて使用する行為。
 - (6) MBMの利用以外の目的でトレーナーと個人的に接触しようとする行為（書簡、電話、FAX、電子メール、SNS等の利用も含む）。
 - (7) 過度に肌の露出をする行為、肌の露出を伴うコスチュームや下着姿など、トレーナーに対して不安または負担を与える行為。
 - (8) トレーナーの引抜き、競合サービス・企業等へ勧誘する行為。
 - (9) 会社またはトレーナーへの暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為またはセッションの進行を妨げる行為。
 - (10) MBMの利用中、会社の許可なく、セッションの様子を動画で撮影し、録音、録画等する行為。
 - (11) 前項で撮影した動画等を会社の許可なく、SNS等に掲載する行為。
 - (12) その他、会社が不適切と判断する行為。
2. 会社は本会員に対し、前項各号に該当する行為により、会社に生じた一切の損害、損失、費用（訴訟費用及び弁護士費用を含みます。）の賠償を求めることができるものとします。

第11条(MBMの停止)

本会員が次に定める各号の一に該当する場合、MBMの利用は停止されるものとします。

- (1) MBMを解約した場合
- (2) 全額返金保証制度の適用を受けた場合
- (3) 前条に定める禁止行為に該当した場合
- (4) 本会則第22条により、会社から除名された場合

第12条(サービスの変更・中断・終了)

1. 会社は、会社の裁量により、本会員に事前に通知することなく、サービス内容の一部を変更することができるものとします。但し、当該変更内容が本会員にとって不利益となる変更該当する場合はこの限りではないものとします。
2. 会社は、次の各号に該当する場合、MBMの提供を中断又は終了することができます。
 - (1) オンラインシステムの保守・点検を行う場合
 - (2) 火災、停電等の事故、疫病の流行、天変地異等の不可抗力に基づく非常事態が発生した場合
 - (3) オンラインシステムの障害、ネットワークに障害が発生した場合
 - (4) 会社の業務上、やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) その他会社が必要と判断した場合
3. 本会員は、会社が前二項の措置を講じたことにより本会員に損害が生じた場合、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

第13条(免責)

本会員は、次の各号に定める事項について、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

- (1) 本会員がMBM利用中に、事故、怪我又はその他の損害を被った場合。
- (2) 本会員が希望する特定の時間帯のプログラムが視聴できなかった場合。
- (3) 第三者による会社のシステムへの不正アクセスや不正な変更、その他第三者による行為によりMBMが利用できず、又は困難となった場合。
- (4) 各種ブラウザ、オンラインシステム又は会社の業務委託先又は提携先企業等（以下「委託先」といいます。）が提供するサービスやアプリケーションの不具合、トラブル等により、MBMを利用できず若しくは困難となった場合、又は本会員に損害が発生した場合。
- (5) 本会員がオンラインシステムをダウンロードせず、又はシステムへの登録を行わないことにより、MBMが利用できず、又は困難となった場合。
- (6) 本会員のカメラ及びマイクに対するアクセス申請を本会員が拒否したことにより、MBMが利用できず、又は困難となった場合。
- (7) 会社又はオンラインシステム運用会社がシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合。
- (8) 本会員が受信し又は開いたファイル等が原因となりウイルス感染などの損害が発生した場合。
- (9) MBMにかかるID等若しくはオンラインシステムのID等の失念又は紛失により、MBMが利用できず、又は困難となった場合。
- (10) 第6条第4号の血液検査レポート、第6条第5号の「メディカルマイレポート」において、検査が正しく出来ない、検査物が正しく採取されていない、又は検査において予期し得ない異常が発生したなど、会社の責に帰さざる事由により検査結果が正しく表示されず、レポート等の内容・結果に誤りが発生した場合。
- (11) その他会社の責に帰さない事由によりMBMの提供ができず、又は困難となった場合。

第14条(データの取扱い)

1. 会社は、本会員がMBMを利用するために入力した情報、届け出た事項、本会員のデバイスに関する情報及び利用中のデータ（セッション利用中の動画を含み、以下、「本データ」といいます。）を自動的に収集するものとします。なお、本会員は、会社が次の各号に定める目的の範囲内で本データを利用することに同意するものとします。
 - (1) MBMの提供及び利用状況の管理の為。
 - (2) MBMの品質向上及び新機能やサービス開発の為。
 - (3) MBMに関するクレーム、トラブル等の紛争処理の為。
 - (4) 緊急時における対応及び連絡等、本会員の安全管理の為。
 - (5) 会社の正当な権利行使の為。
 - (6) その他、法令による要請に応じる為。
2. 会社はMBMの全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。この場合、会社は本データを委託先に提供することができるものとし、本会員は予めこれに同意するものとします。なお、会社は当該委託先に対し、MBMにおいて会社が負う責任と同等の責任を負わせるものとします。
3. 会社は前項に該当する場合を除き、本データを本会員の事前同意なく第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 法令に基づく要請を受けた場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 会社は、本データの取扱いにつき、本規約に定めのないものは会社が別途定める個人情報保護方針に則るものとし、本会員はこれに予め同意するものとします。

第15条(日時の表示)

MBM及び本細則において、本会員登録日、セッションの受講開始日、セッションの受講日時予約・キャンセル・変更等の締切り日時等は、全て日本時間(GMT+9:00)により表示するものとします。

第16条(諸費用)

1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、MBMの利用料等をお支払いいただきます。利用料のお支払は、月額払いとなり、以下に定めるとおりとします。なお、お支払いは、前払い制となります。
 - (1) 利用月の前月に利用料の入金を確認できたことを条件にご利用が可能となります。
 - (2) MBMの提供を受ける場合、翌月及び翌々月の2ヶ月分の利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。
 - (3) 一旦お支払いいただいた利用料等は返金できません。
 - (4) お申込み当月からMBMの利用はできません
2. 本会員は、実際のMBM利用の有無・利用回数に関わらず、利用料等を支払わなければなりません。また、本会員による実際の利用が、各サービスにおける利用可能回数に満たない場合であっても、利用料等の減額及び返金等はできません。
3. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

第17条(セッション予約の変更・キャンセル)

1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月までとし、予約の12時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを1回分利用したものとします。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 当月セッションのご利用回数をご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月1日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。
3. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用する事はできません。

第18条(MBMの解約・請求の停止)

1. 本会員は、会社所定の書面により前月16日から当月15日(当該日が営業日ではない場合はその前営業日)までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申入れが当月16日以降となった場合には、翌月の解約申入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。
2. 前項の場合、MBMの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。
3. 第1項の解約申入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

第19条(中途解約)

1. 本会員は、会社所定の書面により解約申入れ(当該申入れの方法は前条第1項に準ずるものとします。)を行うことで、MBMの解約をすることができます。ただし、MBM利用開始月の初日から起算して12ヶ月間以上継続してご利用されないときは、中途解約手数料をお支払いいただく必要がございます。
2. 前項ただし書に定める中途解約手数料は、10,000円(税込)とします。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、中途解約手数料は0円とします。
 - (1) MBMのお申込時以降に本会員ご本人の妊娠が判明した場合
 - (2) 本会員が第1項の解約時にボディメイクプログラムのコース契約を継続している場合
 - (3) 本会員が第1項の解約申入れと同時に本クラブの提供する他のボディメイクプログラムの受講申込みを行った場合
 - (4) その他、会社が別途認めた場合
4. 本会員は、前項の中途解約手数料を、解約申入れをした日の属する月の翌月末日までに、会社の指定口座への振込み又はデビットカード決済の方法により支払うものとします。

第20条(回数の変更)

1. MBMコースの利用回数は、1ヶ月あたり4回または2回があります。本会員は、会社所定の書面により前月11日から当月10日(当該日が営業日ではない場合はその前営業日)までに利用回数の変更申入れを行うことで、当月末日経過時に、月額ご利用回数を変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月11日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。
2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数(以下「変更前プラン」といいます。)が継続されます。
3. 第1項の変更申入れを行った場合、会社は、利用回数が増える前月から、変更後のご利用回数(以下「変更後プラン」といいます。)にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は申込月利用開始月から3ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。
4. 利用回数を変更した場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランの予約が置き換わることはありません。

第21条(再申込みの場合の特則)

1. 本会員が、MBMを利用し解約した後MBMの再申込みをする場合には、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めてお渡しします。その場合には、第5条、第19条第1項但し書きの「12ヶ月間」は、解約日と再申込み日までの期間を問わず、解約前のご利用期間と再申込み後のご利用期間を通算したものとします。
2. 前項の場合に、MBMの解約申し入れ時から再申込前までの期間ボディメイクプログラムの受講を続けていた場合には、その受講期間についても通算するものとします。

第22条(本細則等の改訂)

会社は、本細則および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、本細則の改訂を実施するときは、会社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本細則の効力は全会員に及ぶものとします。

第23条(告知方法)

本細則における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第24条(管轄の合意)

本細則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。